平成２４年（フ）第２７０号
愛媛県松山市古川西２丁目15―８　香川晴美方、住民票上の住所愛媛県松山市津吉町142番地１
債務者　坂本　政義
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９８号
愛媛県松山市内宮町2041番地１　内宮団地２棟21号
債務者　本山　和枝
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８２号
愛媛県今治市鯉池町１丁目１番４号、前住所愛媛県今治市共栄町３丁目１番地17、前々住所愛媛県今治市本町４丁目２番地22
債務者　平岡　和也
１　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第２４１号
長崎県長崎市出来大工町６番地　ビレッジ参見道５
債務者　守田　善恵
１　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４４号
長崎県長崎市伊良林３丁目13番12号　幸荘102号
債務者　松尾　辰子
１　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４９号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷1221番地226
債務者　辻　ヨシノ
１　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３５号
大分県豊後大野市千歳町615番地１
債務者　宮成　敬吾
１　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１５８５号
愛知県常滑市檜原字来明１番地の32
債務者　加藤　　尚
１　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３６号
青森市桂木１丁目４番７号　高央ＫＡＴＡＯＫＡ102号
債務者　家藤　隆夫
１　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５７号
宮城県石巻市門脇字元浦屋敷12番地13、前住所宮城県石巻市門脇字元浦屋敷12番地の13
債務者　後藤　幸一
１　決定年月日時　平成24年８月31日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第９９号
青森県八戸市小中野６丁目20番11号、前住所青森県八戸市諏訪１丁目４番４号
債務者　山口　和男
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第４７号
山形県鶴岡市美原町11番２号
債務者　佐藤　真行
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第４８号
山形県鶴岡市道田町４番７―２号
債務者　小林　　榮
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第１２９号
群馬県館林市足次町1077番地　コーポシルバニアＡ―203、前住所栃木県佐野市富岡町116番地18
債務者　吉澤　時夫
１　決定年月日時　平成24年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第３３７号
新潟市西区平島１丁目１番地６
債務者　柳本　永子
１　決定年月日時　平成24年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５４号
新潟市東区紫竹５丁目19番９号　102号
債務者　落合　由貴
１　決定年月日時　平成24年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６５号
新潟市西蒲区曽根292番地
債務者　福嶋　周子
１　決定年月日時　平成24年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
新潟地方裁判所民事部